

平成26年3月 6日  
国土交通省関東地方整備局  
港湾空港部

「港湾施設の維持管理に関する講習会」開催のお知らせについて

国土交通省では、港湾施設の維持管理に関し、平成25年度に港湾法の改正を行い、技術基準対象施設への定期的な点検の実施や、非常災害により損壊した場合に船舶の交通に支障をおよぼすおそれのある特定技術基準対象施設に関する立入検査等の規定などを行うとともに、民間施設への支援制度の創設に取り組んでいるところです。この度、上記内容について、港湾管理者及び民間事業者の方々を対象に講習会を開催することとしましたので下記のとおりお知らせ致します。

記

○開催日時：平成26年3月25日（火）13：00～16：30

○会 場：三田共用会議所（東京都港区三田2-1-8）

○対象者：港湾管理者、特定技術基準対象施設を所有する民間事業者（別紙1参照）

○費 用：無 料

○主要内容

- （1）港湾法の改正内容について
- （2）特定技術基準対象施設に関する立入検査等ガイドラインについて
- （3）民間施設への支援制度（無利子貸付、税制特例）について
- （4）港湾の施設の点検診断ガイドラインについて

○申し込み方法

出席を希望する場合は以下について記入し、必ずメールにて申込み下さい。

- 1. 申込先：港湾事業企画課 宛（[jigyo-k83ab@pa.ktr.mlit.go.jp](mailto:jigyo-k83ab@pa.ktr.mlit.go.jp)）
- 2. 件名：「港湾施設の維持管理に関する講習会」参加希望
- 3. 企業名・団体名
- 4. 代表者連絡先 TEL
- 5. 出席者名（1社につき2名程度でお願いいたします。）

※会場定員となり次第〆切とさせていただきます。予めご了承下さい。

なお、会議資料等につきましては、後日ホームページに掲載します。

ガイドライン等につきましては、3月中を目処に国土交通省港湾局ホームページに掲載する予定です。（[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr1\\_000059.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000059.html)）

同時発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、横浜海事記者クラブ、神奈川建設記者会

問い合わせ先：港湾空港部 港湾事業企画課 今（こん）、江口（えぐち）

TEL：045-211-7417

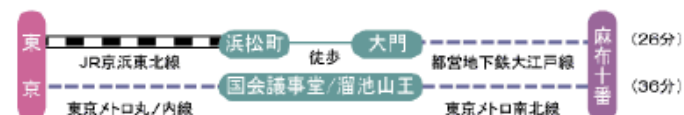
FAX：045-211-0206

Email：[jigyo-k83ab@pa.ktr.mlit.go.jp](mailto:jigyo-k83ab@pa.ktr.mlit.go.jp)

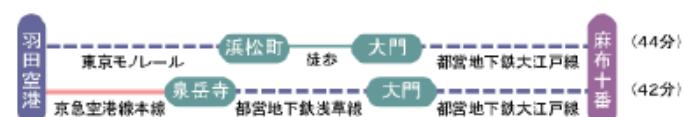
鉄道

東京メトロ 南北線 麻布十番駅下車 2番出口より徒歩5分  
都営地下鉄 大江戸線 麻布十番駅下車 2番出口より徒歩9分

東京駅から



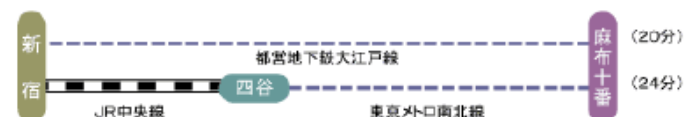
羽田空港から



品川駅から



新宿駅から



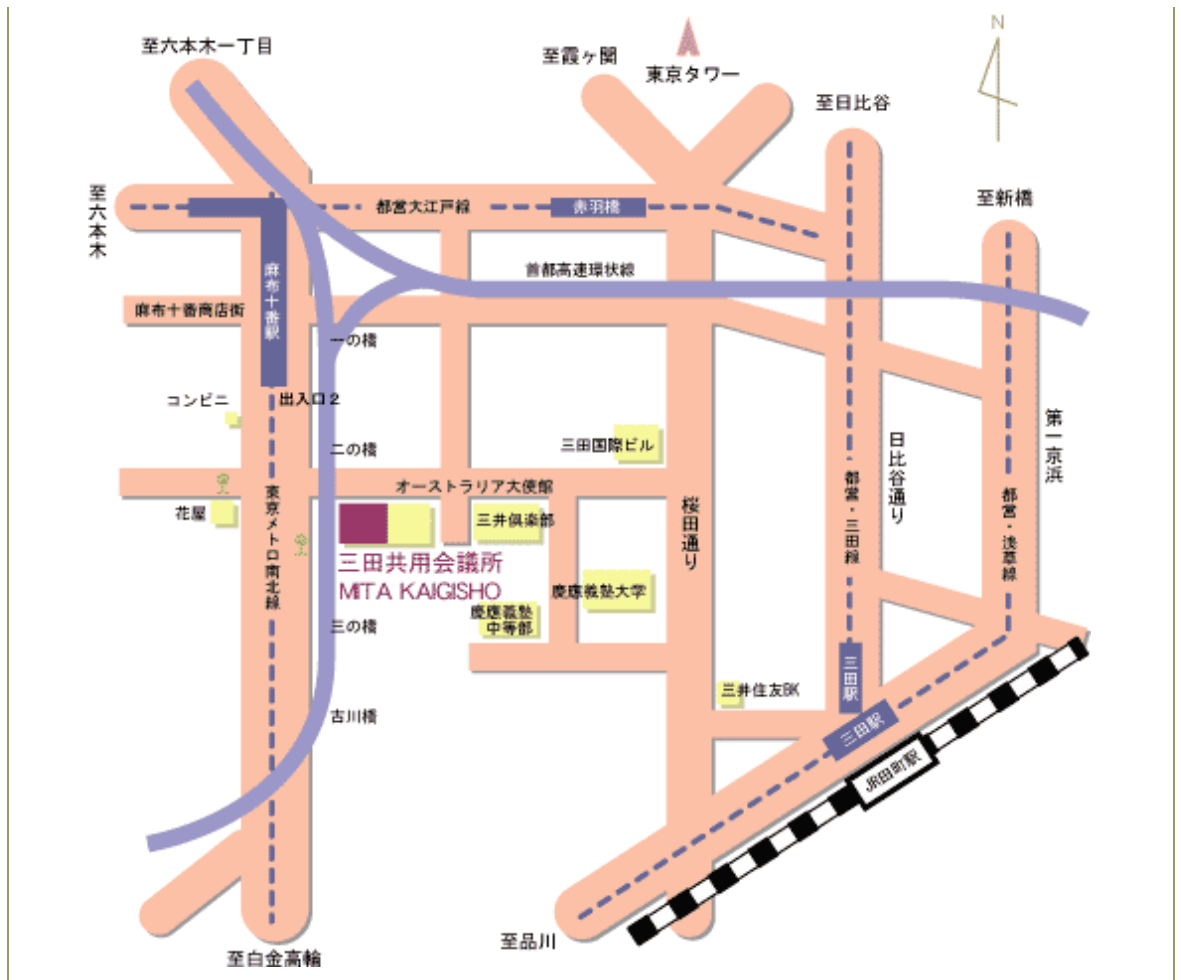
都営バス

二の橋バス停下車 徒歩 2分



タクシー/徒歩

- JR山手線 田町駅下車
  - 都営地下鉄三田線三田駅下車
  - 都営地下鉄浅草線三田駅下車
- 徒歩 20分  
タクシー 7分

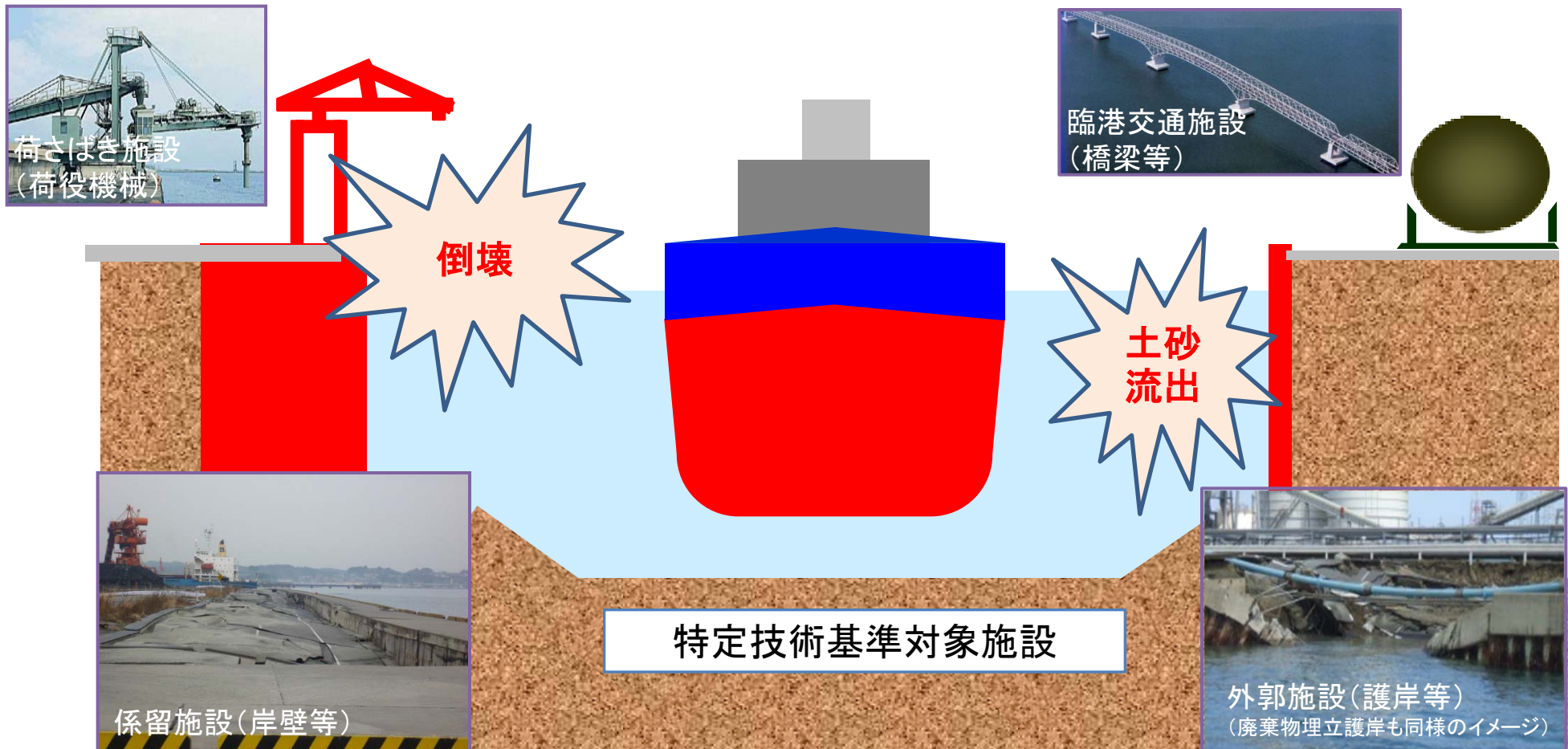


# 特定技術基準対象施設とは

○特定技術基準対象施設とは、「技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの」(港湾法第56条の2の21)。

○具体的には以下の施設を対象とする予定。

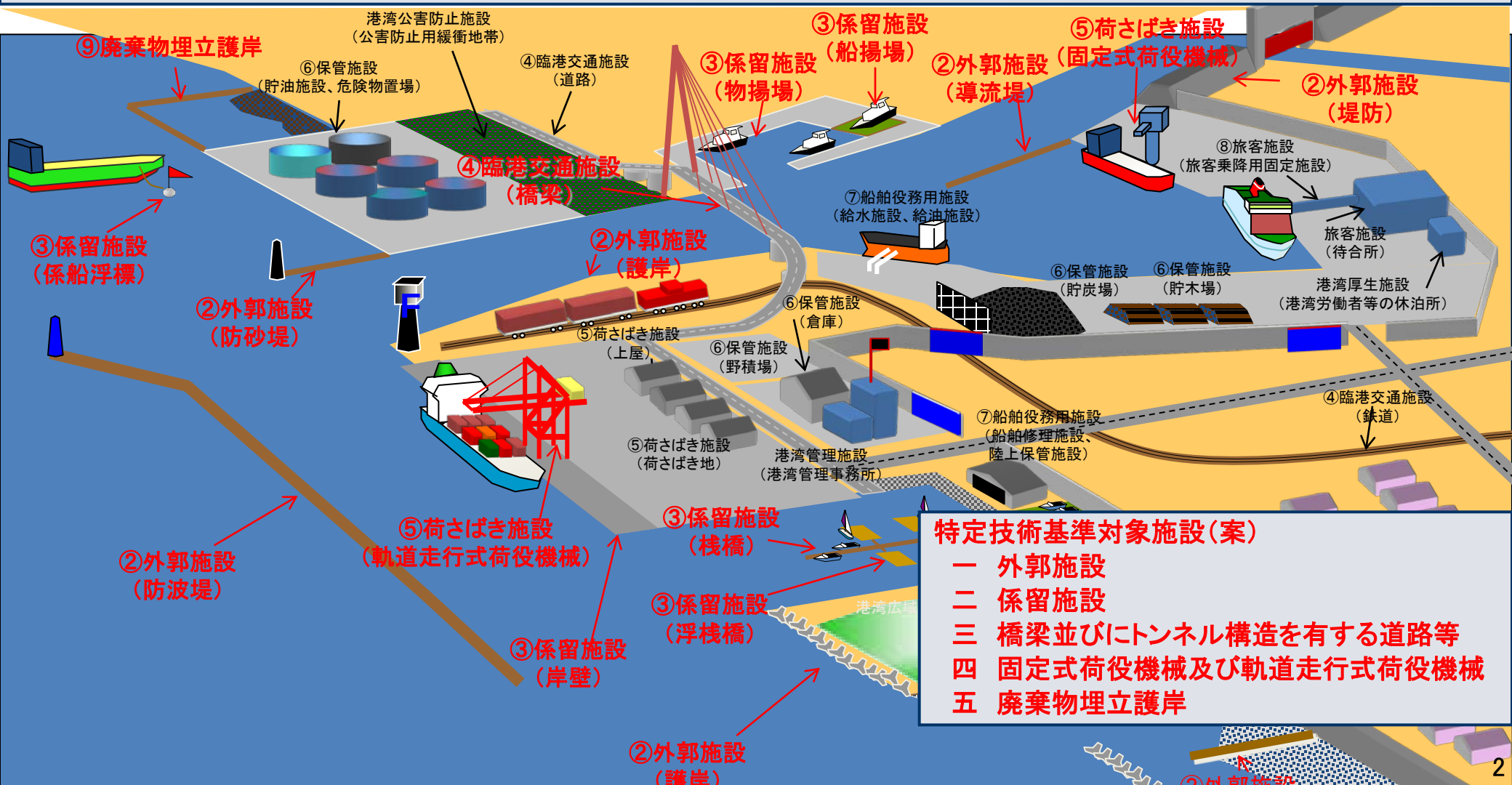
- ・**外郭施設**(港湾区域内の水面の静穏を確保し、土砂の流入を防止し、その他港湾周辺地域を防護する施設)
- ・**係留施設**(船舶に係留させて、貨物の積卸し、旅客の乗降の用に供する施設)
- ・荷さばき施設(貨物の積卸し、荷さばき、保管の用に供される施設)のうち、**固定式及び軌道走行式荷役機械**
- ・臨港交通施設のうち、**橋梁並びにトンネル構造を有する道路等**
- ・廃棄物処理施設(港湾の環境を保全するため、港湾で発生する廃棄物を処理するための施設)のうち、**廃棄物埋立護岸**



(別紙1②)

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 一 水域施設   | 五 荷さばき施設                |
| 二 外郭施設   | 六 保管施設                  |
| 三 係留施設   | 七 船舶役務用施設               |
| 四 臨港交通施設 | 八 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設 |

九 廃棄物埋立護岸  
十 海浜  
十一 緑地及び広場

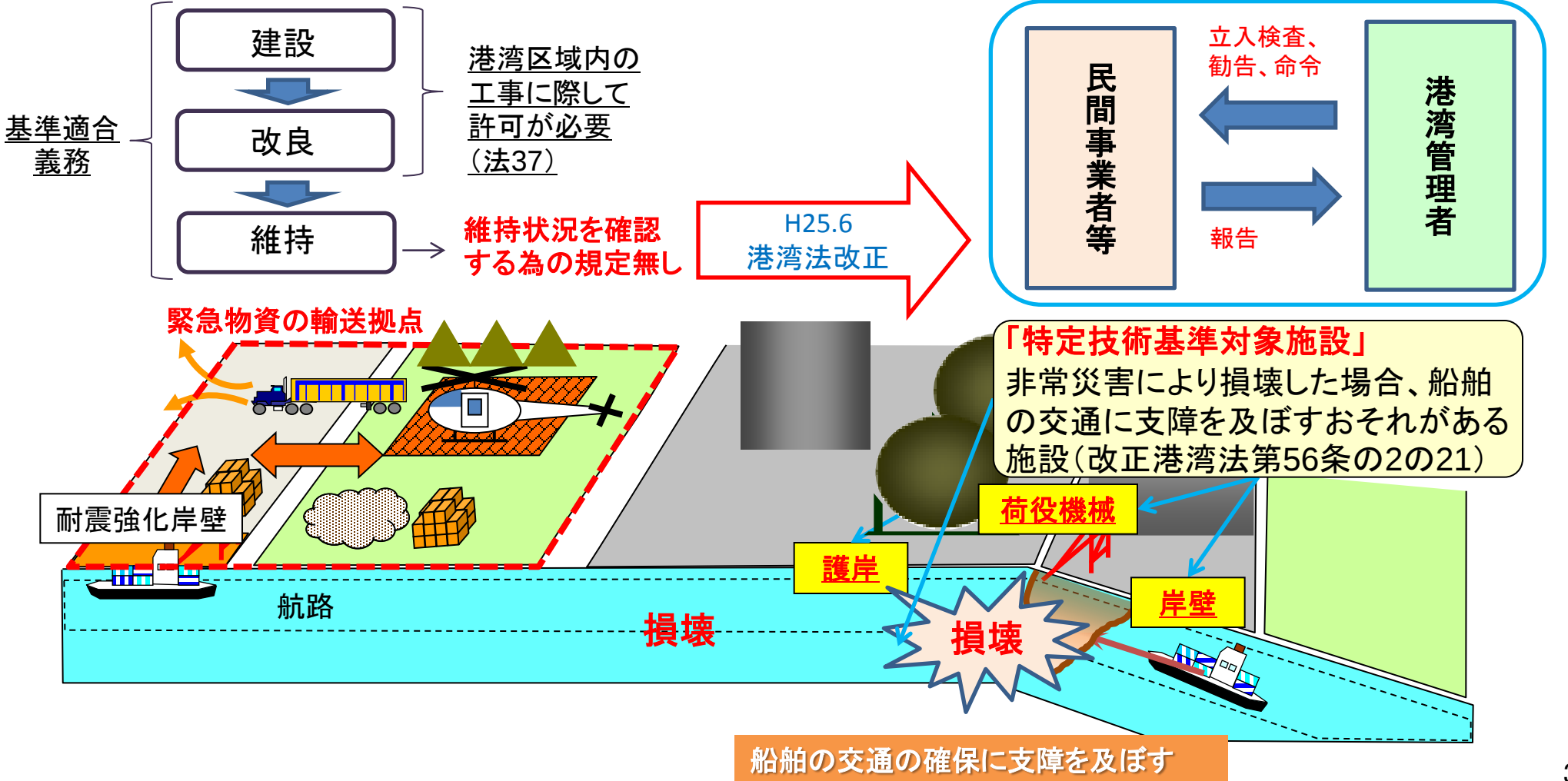


# 民間事業者が管理する港湾施設の適切な維持管理の推進 (別紙1③)

○水際の港湾施設(特定技術基準対象施設)を管理する民間事業者に対し、港湾管理者が維持管理の状況について報告を求めるとともに、立入検査を行い、必要に応じて勧告・命令の措置を講じる制度を創設。(H25.6改正港湾法公布、当該部分はH26年6月までに施行予定)

現状 : 技術基準への適合状況の確認は建設、改良時のみ

法改正後 : 維持管理状況についても確認が可能となる

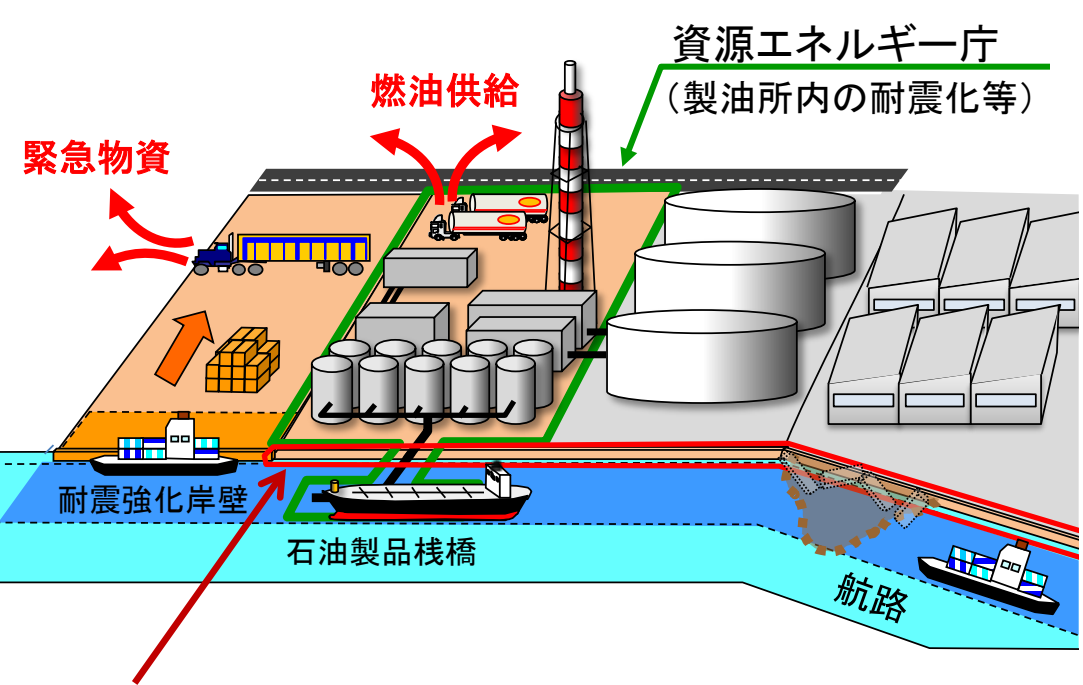


コンビナート港湾の強靱化の推進(支援制度の創設)(※)

(別紙1④)

国土交通省と資源エネルギー庁は、大規模地震発生時におけるコンビナートの防災・減災を図るとともに、発災後も耐震強化岸壁や石油製品の入出荷設備に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保するため、以下の通り、連携し、コンビナート港湾の強靱化に取り組む。

- 国土交通省は、民有護岸等の耐震改修の促進により、災害時の航路機能を維持。
- 資源エネルギー庁は、石油製品の災害時入出荷機能強化等により、製油所の災害対応能力を強化。



コンビナート港湾における防災上の課題

- 危険物流出や火災等により市街地にも影響が及ぶ恐れ
- 製油所等の被害により燃油供給が麻痺する恐れ
- 民有護岸等の損壊により、緊急輸送物資や燃油等を輸送する船舶の入港が困難になる恐れ

■国土交通省

- 民有護岸等の耐震改修促進
- 港湾BCPに基づく発災後の迅速な航路啓開

→

■資源エネルギー庁

- 製油所内の耐震化支援
- 入出荷設備改良・増強
- 石油供給BCPに基づく災害時の燃油供給の確保

災害発生時の効果

- 緊急物資輸送、燃油供給の確保
- コンビナート及び隣接市街地の安全確保

民有護岸等の改良に対する支援制度

【無利子貸付】

- 貸付率：国:港湾管理者:民間事業者 = 3 : 3 : 4
- 対象施設：耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁

【税制措置】

- 税制措置：法人税の特例措置(特別償却(20%))
- 対象施設：耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁、栈橋